

地球温暖化対策計画書制度の拡充に係るQ & A

[用語]

旧制度：「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく制度

新制度：「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づく制度

条例：愛知県地球温暖化対策推進条例

規則：愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則

1. 制度全般

No.	質問	回答	参考
1-1	フィードバックとはどのようなものか。	計画書等の内容を県が評価し、評価ランクを事業者にお返しすることです。 その方法として、計画書等の様式上で、入力された情報を基に参考評価を表示することや、優れた評価結果を公表することを考えています。	-
1-2	電子申請で提出するとのことだが、紙に印刷することは可能か。	旧制度の様式と同様に、新制度の様式はエクセルファイルであるため、内容を確認される場合などに紙で印刷出力していただくことは可能です。	-
1-3	温対法の届出は、省エネ法の届出を提出することで省略が可能な部分もあるが、県の制度でそのような扱いはあるか。	県の計画書制度の届出は、省エネ法・温対法の届出と連動していないため、条例に基づく特定事業者には、計画書を作成・提出する必要があります。	条例第8条、第9条 規則第3条、第4条
1-4	計画書で立てた目標と、実績の評価結果がずれてくる場合があると思うが、どのような公表形態になるのか。	計画書の評価結果と状況書の評価結果をそれぞれ公表することになります。	-
1-5	評価結果の公表の時期はいつか。	全事業者から計画書の提出が完了し、内容確認が終了した後、できる限り速やかに公表したいと考えています。	-
1-6	計画書の提出のタイミングが2019年度ではない事業者がいると思うが、評価結果の公表時期もずれるということか。	新制度に基づく計画書を提出するタイミングで評価結果を公表するため、提出の年度により評価結果の公表時期のズレが生じることになります。	-
1-7	良い評価結果を獲得すると取引が有利になるなどのインセンティブはないのか。	優れた取組を県が評価・公表することとしましたので、こうした取組を積極的にPRしていただきたいと考えています。	-

No.	質問	回答	参考
1-8	評価ランクがB、Cが続いた場合、現地調査や罰則はあるか。	評価結果が悪い場合の罰則はありませんが、条例に基づき、現地確認を伴う助言の対象となる場合があります。 なお、計画書等を提出しない場合や虚偽の報告があった場合には勧告・公表等の規定があります。	条例第8条第2～4項 条例第9条第2～3項
1-9	ランクがS、Aでも公表したくない場合は、公表しないという選択は可能か。	条例に評価結果とその公表について規定されているため、規定に基づき基準を満たす全ての事業者が公表の対象となります。 なお、評価項目イの自主対策、評価項目ウについては、公表の対象となることを前提に記載をお願いします。	条例10条 規則第5条第2項 ガイドブック p.3表2-3
1-10	今までの制度との違いをより明確に、簡潔に示して欲しい。	旧制度と新制度の違いを下記の表にまとめましたので、参照ください。	-

<旧制度と新制度の比較表>

項目	旧制度	新制度
制度全般	計画書、状況書を県が受理し、内容の一部を公表する。	計画書及び第3年度の状況書を県が受理した後に、 <u>県が内容を評価し、評価結果の公表と必要な助言を行う。</u>
ア 温室効果ガス排出量	目標年度の排出量又は排出原単位を設定し、自主的な削減を促す。(評価なし)	計画期間における排出量又は排出原単位の基準年度比削減率の平均値を評価し、S及びAの評価となった事業者を公表する。
イ 削減対策	温室効果ガスの排出削減に向けた具体の対策を報告する。(評価なし)	設定された削減対策の実施状況を評価し、S及びAの評価となった事業者とその自主対策の内容を公表する。
ウ 先進的・先導的対策	項目なし。	自らのみならず社会全体の地球温暖化対策に寄与する対策の実施状況を評価し、S及びAの評価の事業者名とその対策内容を公表する。

2. ア 温室効果ガス排出量

No.	質問	回答	参考
2-1	評価項目イ、ウで試算した削減効果が評価されるのではないのか。	評価項目アは、排出量又は排出原単位の削減率で評価します。 評価項目イの自主対策及び評価項目ウで試算いただく削減効果は、対策を実施とみなす要件の1つとなります。	ガイドブック p.4
2-2	省エネ法で用いている指標は、愛知県内に限ると寄与率が高い指標ではなくなるが、どう考えればよいか。	まずは、排出量での評価をご検討ください。 排出原単位で評価する場合、指標を複数設定していれば、愛知県内の工場・事業所からの排出量への寄与度が高いものを評価対象として設定してください。	-

3. イ 削減対策

No.	質問	回答	参考
3-1	削減対策を行った場合、補助金はでるのか。	削減対策を行い、優良な評価となった場合でも、補助金が出るような制度とはなっていません。	-

4. ウ 先進的・先導的対策

No.	質問	回答	参考
4-1	「2-① 低炭素型社会の構築につながる技術・製品・サービスの提供」について、削減効果は、従来製品との性能の比較から算出してもよいか。	基本的には製品等が社会へ提供された量から算定いただくことを想定しておりますが、それが難しい場合は、従来製品との比較から算出することも適当と考えられます。	ガイドブック p.26
4-2	計画書に記載した対策を長期で継続する場合は、次に提出する計画書以降も記載しつづけてもよいか。	削減効果が期待される対策であれば、次以降の計画書にも記載してください。	-

5. その他

No.	質問	回答	参考
5-1	愛知県としての排出目標数値が知りたい。	「あいち地球温暖化防止戦略 2030」において、愛知県内の排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 26.0%削減する目標を掲げており、部門別の目標として、産業部門は 13.5%削減、業務部門は 49.5%削減することとしています。	-